

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令
(案) に関する意見募集結果について

令和 2 年 12 月 28 日
消費者庁地方協力課

「独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」について、令和 2 年 11 月 9 日から同年 12 月 15 日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集しました。寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

令和 2 年 11 月 9 日 (月) から令和 2 年 12 月 15 日 (火)

(2) 意見提出方法

e-Gov、FAX、郵送

2. 意見募集の結果

1 件 (このほか、今回の意見募集とは関係のない御意見 1 件)

3. 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

消費者庁地方協力課

電話：03-3507-9175

No	寄せられた御意見等	御意見に対する考え方
1	<p>書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。</p> <p>押印又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p> <p>国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的になされるようにされたい。</p>	<p>今回改正対象とした手続においては、押印を廃止したとしても、他の手段により本人確認及び真正性確認が可能と考えられます。</p> <p>したがって原案のとおりとします。</p>